



六二六	大規模小売店舗の設置者等の変更に関する届出	一三二〇	一六
六二七	漁船損害等補償法による付保義務の発生	"	"
六二八	結核予防法による医療機関の指定	一三二一	一九
六二九	平成十三年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会	"	"
六三〇	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	"	"
六三一	公共測量実施の通知	"	"
六三二	道路の供用開始	"	"
六三三	道路区域の変更	"	"
六三四	都市計画事業の認可	"	"
六三五	"	"	"
六三六	口頭により開示請求をすることができる個人情報	"	"
六三七	第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可	"	"
六三八	二級河川の指定の変更	"	"
六三九	青少年に有害な図書類の指定	号外一	一九
六四〇	"	"	"
六四一	青少年に有害な興行の指定	"	"
六四二	字の区域の設置	号外二	"
六四三	"	"	"
六四四	字の区域の変更	"	"
六四五	結核予防法による医療機関の指定	一三二二	二三
六四六	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出	"	"
六四七	開発行為に関する工事の完了	一三二三	二六
六四八	争議行為の予告	"	"
六四九	"	"	"
六五〇	大規模小売店舗の変更に関し述べた意見	"	"
六五一	鳥獣保護区の設定の一部改正	号外一	二六
六五二	鳥獣保護区特別保護地区の指定	"	"
六五三	休猟区の設定	"	"
六五四	銃猟禁止区域の設定	"	"
六五五	字の区域の変更	一三二四	三〇
六五六	大規模小売店舗の新設に関する届出	"	"
六五七	道路区域の変更及び供用開始	"	"
六五八	建築基準法による道路位置の指定	"	"
六五九	開発行為に関する工事の完了	"	"

六六〇	結核予防法による医療機関の指定	一三四	三〇
-----	-----------------	-----	----

〇	土地改良区の役員の変更の届出	一三〇七	五
〇	土地改良区の役員の変更の届出	"	"
〇	市町村営土地改良事業の施行の同意	"	"
〇	県有地の売却に関する公募抽選の実施	"	"
〇	土地改良区の役員の変更の届出	一三〇八	九
〇	土地改良区の新設土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定	"	"
〇	土地改良区の定款変更の認可	"	"
〇	特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	"	"
〇	県有財産の売却に係る一般競争入札の実施	一三〇九	一二
〇	土地改良区の役員の変更及び就任の届出	"	"
〇	県営土地改良事業計画の変更	"	"
〇	県営土地改良事業の換地処分	"	"
〇	土地改良区の役員の変更及び就任の届出	"	"
〇	土地改良区の定款変更の認可	"	"
〇	土地改良区の役員の変更及び就任の届出	"	"
〇	土地改良区の新設土地改良事業の施行	"	"
〇	一般競争入札の実施 六件	"	"
〇	軽油取引税に係る特約業者の指定の取消し	一三一	一九
〇	市町村営土地改良事業の施行の同意	"	"
〇	市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定	"	"
〇	土地改良区の定款変更の認可	"	"
〇	"	"	"
〇	一般競争入札の実施 二件	"	"
〇	土地改良区の役員の変更及び就任の届出	一三二二	二三
〇	共同施行等土地改良事業の換地処分の届出	"	"
〇	市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定	"	"
〇	県営土地改良事業工事の完了	"	"

<p>○共同施行等土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定</p> <p>○共同施行等土地改良事業の換地処分届出</p> <p>○第三十回採石業務管理者試験の合格者</p> <p>○県営土地改良事業計画の変更</p> <p>○市町村営土地改良事業の施行の同意</p> <p>○市町村営土地改良事業計画の変更</p> <p>○市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定</p> <p>○特約調達契約に係る一般競争入札の実施</p> <p>○一般競争入札の実施 二件</p> <p>○市町村営土地改良事業の施行の同意</p> <p>○県営土地改良事業の換地処分</p> <p>○土地改良区の役員退任及び就任の届出</p> <p>○土地改良区の定款変更の認可</p>	<p>係る裁決</p> <p>二二八 政治団体の設立の届出</p> <p>二二九 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出</p> <p>二三〇 政治団体の解散の届出</p> <p>三三一 政治団体の収支に関する報告書</p> <p>三三二 参議院秋田県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書</p> <p>三三三 秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における選挙人名簿登録の基準日等</p> <p>一三四 秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙におけるポスターを掲示することができることとなる日</p>
<p><b>教育委員会規則</b></p> <p>一三 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則</p> <p>一四 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則</p>	<p><b>海区漁業調整委員会指示</b></p> <p>一 漁業法によるさけ採捕の制限</p> <p>二 漁業法によるはたはた採捕の制限</p>
<p><b>教育委員会告示</b></p> <p>一五 教育委員会会議の開催</p>	<p><b>正 誤</b></p> <p>○平成十一年十一月九日付け秋田県公報第千百十二号の正誤</p> <p>○平成十三年九月十八日付け秋田県公報第千三百二号の正誤</p>
<p><b>教育委員会公告</b></p> <p>○社会教育主事の認定</p> <p>○秋田県立特殊教育学校生徒募集公告</p> <p>○秋田県立高等学校生徒募集公告</p>	<p>号外二 一一二</p> <p>号外三 一一二</p> <p>号外二 一一二</p>
<p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>一二七 阿仁町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立に</p>	<p>号外二 五</p>

発行所 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千五百円

印刷所  
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 0187-661005  
FAX 0187-661005  
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄